

## 入札（見積り合わせ）結果調書

賃貸借名	旭山動物園園内用電気自動車賃貸借(再リース)				
契約方法及び根拠条項	随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号				
契約の相手方	札幌市中央区大通西7丁目3番地1 日本カーソリューションズ株式会社 北海道支店				
契約金額	22,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税2,000円)				
契約期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日				
契約担当課	経済部 旭山動物園				
入札(見積)日時	令和2年3月25日(水)午後5時				
入 札 ( 見 積 ) 結 果					
	業者名	第1回	第2回		入札等の 執行状況
	日本カーソリューションズ株式会社 北海道支店	20,000円			決定
一者特命の 随意契約と した理由	現在賃借している物件は上記相手方が所有しており、賃借開始の平成17年7月21日以来、良好な状態で使用することができている。また平成22年7月1日から再リースとなり賃借料が大きく低減しており、引き続き賃借したほうが有利となることから、従来の契約相手方である日本カーソリューションズ株式会社北海道支店と契約するものである。(旭川市随意契約ガイドライン6(1)に該当)				